

消費者安全に関する検討委員会 第8回議事録

内閣府国民生活局消費者安全課

第 8 回 消費者安全に関する検討委員会
議事次第

日 時：平成 21 年 3 月 12 日（木）12:59 ~ 15:03

場 所：三田共用会議所第 3 特別会議室

1.開 会

2.議 題

(1) 「消費者の視点からの調査審議」のあり方について

食品ワーキンググループからの報告

製品ワーキンググループからの報告

施設・設備ワーキンググループからの報告

(2) 報告書取りまとめについて

3.閉 会

升田委員長 それでは、ただいまより第8回「消費者安全に関する検討委員会」を開催したいと思います。

皆様におかれましては大変御多忙中の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、2つの議題を予定しております。

第1に、消費者の視点からの調査審議の在り方について。

第2に、本検討委員会の報告書のとりまとめについて御議論いただきたいと存じます。

それでは、議事に入りたいと思いますけれども、まず、最初の議題であります消費者の視点からの調査審議の在り方について取り上げたいと思います。

このテーマにつきましては、御承知のとおり、食品、製品、施設・設備の3つのワーキンググループにおいて御検討をいただいておりますが、その検討経過等について、各ワーキンググループから御報告をお願いしたいと存じます。

なお、向殿主査は、本日、休養により御欠席という連絡を受けておりますので、同じグループにおられます鶴岡委員に御報告をお願いしております。

まず、最初に食品ワーキンググループでの検討経過について、中川主査からお話を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

中川委員 中川でございます。資料1に「食品ワーキングにおける主な検討の整理」という書面を出してございます。かいつまんで御紹介いたしたいと思います。

食品ワーキングは、全部で3回会合が行われまして、9月から3回行われました。事故米、事故米穀流通事件がちょうどそのときに起きまして、それについて1回やりました。

それから、こんにやくゼリー事件について2回目。

3回目は、消費者団体の方をお招きしてヒアリングをいたしました。いずれにつきましても、関係省庁からのヒアリングを行うという形で進めてまいりました。

食品ワーキングの課題といたしまして、食品安全基本法上の食品安全の基本的事項というものがございまして、消費者庁の発足後に消費者の視点から更に加えるものはないかという観点から検討いたしました。

そのワーキングとしての差し当たりの結論が、1以下に書いてある項目としてまとめてございます。

まず1でありますけれども、行政の連携強化ということで、これは従前から言われていることであります。食品安全基本法に基づきまして、既にリスク評価とリスク管理の分離、あるいはリスクコミュニケーションの推進といった基本的な枠組みが既に設置されておりますけれども、それを消費者庁の発足に伴いまして、消費者庁がどのような役割を果たすべきか、ということが1つの論点となりました。

2番目のボツであります。消費者庁の司令塔的機能とよく表現されますが、それは具体的にどういふものかということで、例えば次のようなイメージではないかということで、と というふうに整理してございます。

は、いわゆる緊急時でありまして、ちょうど事故米穀流通事件あるいはこんにやくゼリーが起

きたというのがまさにそういった事案でありますけれども、迅速に被害の再発拡大を図るというためにどのような司令塔的機能を果たすべきか、ということで、ここではリード・エージェンシーという言葉を使っております。これはアメリカの連邦政府でよく使われる言葉ですが、複数の行政機関がチームを組んでやらなければいけないときに、だれかが、上下関係ではありませんけれども、それなりのリーダー的な存在にならざるを得ない。そういった意識を十分に持って消費者庁において対応されたいという趣旨です。

その際には、現在あります消費者安全情報総括官制度、この実績を踏まえて、更に改善が必要であればしていただきたいということでございます。

裏にまいりまして、これは2ページでありますけれども、平時においてはどうかということでありますが、食品安全委員会におけるリスク評価、そして、各行政官庁におけるリスク管理の実施が着実にされる必要がありますけれども、特に食品の場合には、通常の製品より以上とっては語弊があるかもしれませんが、健康あるいは身体の安全に関わるものでありますから、不安ということについて、あるいはリスクの重要度については、より丁寧な説明あるいは配慮が必要であると思われまますので、そういった点につきましても消費者庁が必要な指示といたしますか、あるいは助言をリスク評価あるいはリスク管理に当たってすべきではないかといったことが望まれるというわけであります。

もう一つのポツでございますが、これは後で3とも関わりますので省略いたしまして、2にまいりたいと思います。

食品の健康被害の態様という別の切り口から見た場合、消費者庁の役割というのはどういうふうにあるべきか、ということが2であります。

いわゆる不衛生というものにつきましては、保健所を中心とした対応がなされている典型的な場面でございますが、そのほか本来は食品に含まれない異物、毒物が混入した被害。これがいわゆるギョウザ事件等であったわけであります。

不衛生以外の窒息等によって被害が発生するケース。こんにゃくゼリー事件であります。

、これは委員の方から指摘が特にあったところでございますが、長期摂取により将来的に被害が発生するケース、これはなかなかわかりにくいものでありますけれども、後で大変なことになるというわけで、普段から対応が必要であるといった類型に分けられるだろうと。

2番目のポツであります。それぞれについて、どのような連携が必要であるかと。につきましては消費者庁、それから、捜査当局との関係がどのようにあるべきか、という辺りが議論になりました。

につきましては、いわゆるすき間事案対応というのが、消費者庁に持たされることになっているはずであります。それが遺漏なく講じられているという辺りの点検が必要であろう。

につきましては、これはまさに科学的知見と消費者にとっての便利さ、それから不安、そういった辺りのバランスでありますので、ここは消費者庁と食品安全委員会による連携、話し合いが必要であろうというふうな提案であります。

3番目、リスクコミュニケーションあるいはその一環としての消費者教育の評価という点であり

ます。消費者庁の発足後においては、現在行われているリスクコミュニケーションを更にレベルアップさせるための司令塔機能も発揮されることが望まれるというわけであります。

2番目のポツであります。リスクコミュニケーションといった場合は特に食の安全に専門的に関わっていない人、一般的な人にコミュニケーションをしていくというために、さまざまな工夫が必要であって、その点について消費者庁が頑張る必要があるだろう。そのページの下から3行目辺りですが「具体的には」と書いてあります。消費者の不安や疑問からどのようにコミュニケーションをするべきなのかと。食品の安全の専門家から見たコミュニケーションの仕方ではなくて、受け取る側から組み立てて、その問題あるいは表現の仕方を組み立てていくという発想が必要であろう。あるいは専門用語、基準値等の意味を平易に説明する。あるいは一般の消費者が参加しやすい場、そういったことへの視点が望まれるということであります。

3ページであります。更に3ページの一番上のポツ、消費者生活センターの相談員の果たす役割。相談員あるいは消費者団体が専門家と一般消費者の間に立って、どのような役割を果たすべきか、かみ砕いて説明するという役割もあるでしょうし、あるいは逆に消費者はこういうことがわからないんだということをリスクコミュニケーションを行う関係行政機関に伝えるといった仲介的な役割が望まれるのではないかと。

最後のポツであります。食に関する情報について、それは何を意味するかということ、やはり消費者の側も一層知っておく必要がある。それはさまざまな教育機会の評価という形で、実現されるべきであり、そこに消費者庁の役割もあるということであります。

4番目、事故情報の公表、これも今回の事故米あるいはこんにやくゼリーの事件でやはり議論になったところであります。消費者被害の発生拡大を図るという観点からすると、情報の公表というのがまず原則だろうと。無用な不安を与えないよう、健康の影響がどの程度あるのかということも含めて公表する。あるいはそれが理解しやすいように、専門用語では、結局、危ないのかどうか分からないという声がよく出ているところでありますけれども、そういった形の公表の在り方の検討が必要である。

2番目のポツであります。その際には、例えば消費生活用製品安全法という現在の公表の仕組みがございますけれども、これが食品の分野でどの程度うまく仕組めるものなのか、拡大が可能かどうかの検討。あるいは公表後何が起きたか、事業者がどの程度回収したのか、あるいは改善措置があったのかといったことも、最初の事故情報の公表をしっ放しでは無責任であろうということで、その後どうなったかということのフォローアップ情報の公表も必要である。

それから、公表に伴い、事故米穀の事件であったことでもありますけれども、公表に伴い、正当な利益が侵害された事業者等がありますけれども、その場合、補償というのは必要なのか。どこまで必要なのかといったことについても目配りをした検討が必要であろうということであります。

5番目であります。国際的な動向に対応できる体制整備。食品の安全・安心がグローバル化していることは周知のところでありますけれども、ほかの国での対応あるいは国際的な取組みということと国内の各省庁との連携というものも、国境を越えて連携させるといったグローバルな対応へのキャッチアップ、あるいはこちらから発信していくことも必要であろうということであります。

以上、5点にワーキングの作業をまとめさせていただきました。

升田委員長 どうもありがとうございました。本来であれば御質問、御意見をその都度承った方がよろしいのかもしれませんが、最後にまとめてとっておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、製品ワーキンググループでの検討経緯等について古田主査からお願ひしたいと思います。

古田委員 それでは、製品ワーキンググループにおける検討の整理について報告させていただきます。

製品ワーキンググループは、9月以来、2回会合を開かせていただきました。第1回では、最近の製品事故の主な状況について説明いただくとともに、製品安全対策の現状について、厚生労働省及び経済産業省より現状報告をいただきました。

第2回でございますが、第2回は、製品安全におきましては、子ども、高齢者といった方々が被害者なるケースが非常に多いということをかんがみまして、子ども等高齢者の製品事故の現状について有識者のヒアリングを行いました。更に国内外の製品安全法制をめぐる動向の報告をいただきました。

それで、議論をいたしました結果を資料2にございますようなペーパーにまとめさせていただきます。

概要を御説明しますと、まず第1は、安全基準の在り方ということでございます。製品安全を達成するためには、技術基準を適切な安全基準、これを設定して達成するということが一番効果的と思われるけれども、ただ、製品安全に関しましては、対象が非常にさまざまに及んでおりますので、安全基準、手順とか頻度、基準レベル等々が非常にまちまちなっています。

現状ではそれを一貫した方針の下に、そういう安全基準を制定して運用するという状況にはなっていないので、消費者庁がイニシアチブを取って、まず、分野横断的かつ一貫性のある安全基準の基本方針あるいは考え方、そういうものを示していくということが重要だと思います。

更に関係省庁間での取組みの標準化といったようなものも促進するべきであると思われます。

続きまして、安全基準の策定見直しに、事故情報、後で出てきますけれども、事故情報の活用をしていくというような仕組みづくりが重要ではないかと考えています。

それから、消費者にとって身近な製品のうち、所管省庁が不明瞭な分野、いわゆるすき間分野と申しますか、そういうものが存在いたします。そういうものにつきましては、消費者庁がイニシアチブを取って、安全基準の在り方について積極的に目配りをしていくということが必要ではないかと申してあげさせていただきました。

2番目は事故の未然防止につながる事故情報の収集・分析でございますが、これは製品安全に限らない事故でございますが、事故情報が、現在のところさまざまな機関、省庁に分散して存在している。これをどういうふうに通合して、総合的に利用していくか、そういう体制をつくるということが重要ではないかと思われまふ。

大きな論点を更に細かく整理いたしますと、そこにありますように3点挙げさせていただきます。

りますが、まず、事故の発生に関する情報をいかに広範囲に収集して集約するかということでございます。

これはすでに前回でも議論になっておりますけれども、消費者庁が司令塔となって、そういう体制をつくっていくことが必要ではないかということでございます。

2番目としまして、集めるだけではなくて、集めた情報に基づきまして、発生の傾向の把握ですとか、目新しい新たに注意すべき事例の抽出といったような分析を積極的に行って、その事故情報を活用していくというような努力が必要ではないかということで、消費者庁の分析部門がそういった力を付けて、分析・情報発信に取り組む必要があるということでございます。

3番目も収集するだけではなくて、未然防止につなげるようなそういう情報の活用の仕方ということが非常に重要でございます。

ただ、それを行うためには、単に、いわゆる事故情報だけではなくて、事故の詳細な背景要因ですとか、発生した状況ですとか、そういう情報を集めなければいけません。

しかし、これはなかなか大変な作業でございます。そういう作業を行うようなそういう体制づくり、あるいは専門家をどうやってそういうふうに確保していくかといったようなことが重要になってきますが、そういった取組み、社会的な仕組みづくりというものが望まれるということを指摘させていただきました。

3番目は、子どもの事故でございますが、実は子どもの死因の第1位は事故でございます。製品事故もその中のかなりの割合を占めているということで、こういう状況におきまして、子どもの事故に関する事故情報を積極的に収集・分析して未然防止につなげるという努力が必要ではないかということです。

これは、既に述べましたように、消費者庁におきまして、そういった事故情報の収集分析ということに積極的に取り組んで、特に医療機関等々子ども事故情報が集まる、そういった組織の協力を得ながらそういう情報を収集・分析して、未然防止に活用していくという取組みの推進が必要ということでございます。

更に、これはワーキンググループで議論したというよりは、一つのアイデアでございますけれども、消費者庁に子ども安全対策課といったような専門の部署を設けたらどうだろうかということをご提案させていただいております。

4番目は、要介護者、身体障害者等の生活弱者でございます。高齢化が進む中で、こういった高齢者ですとか、生活弱者が事故の被害にあるというようなことも、よく注意しなければいけないということで、家庭内の事故等々、こういう弱者の方が犠牲になるという危険性が非常に多くなっていくということで、やはりこういった方々に関する事故も集中的に着目していく必要があるだろうということでございます。やはり事故情報の収集・分析ということが非常に重要なことを指摘させていただきました。

5番目は、リスクコミュニケーションでございますが、1つはリスクコミュニケーションの役割は重要でございます。食品分野ではかなり取組みが進んでおりますが、製品分野におきましても、リスクコミュニケーションの強化拡充を図るべきであるということでございます。

製品分野では、特に消費者というか使用者の使用方法に起因する事故というのが非常に多いので、そうした事故例を収集して、安全情報を発信するということが重要になってくるということでございます。

もう一つは、リスクコミュニケーションというのはそもそも専門家が一方的に、市民を教育・啓蒙することではなくて、市民が積極的に安全にかかる社会決定に参加していくということが重要かと思われまます。

そういう場合に、製品安全につきましては、先ほど安全基準のところでも申し上げましたように、基本方針というのは、なかなか定まっていなくて、あるいは総合的な安全目標、こういったことは社会的に決定するとき、市民の間での社会的合意というのが非常に重要ではないかということで、そのような合意形成に向けた積極的な議論を促進するべきではないかということです。

これは少しプラス 　　というか、製品の大切に使うということは、結局環境負荷の低減につながり、環境を安全といったようなことにもつながっていくということで、消費者の方々にそういう意識を持っていただくということも重要ではないかということも付け加えさせていただいています。

6番目ですが、製品安全に関わる法制の在り方ですが、法制の在り方につきましては、非常にグローバル化が進んでおりますので、諸外国における状況あるいは国際的な状況を見無視するわけにはいかないということもございますので、そういった内外の取組みについて整合性を保っていく必要があるということもございます。

もう一つは、製品の結果による被害者の救済の問題ですが、これは製造物責任法に関わるいろいろな判例の蓄積があるわけですが、そういったものを背景にして、欠陥あるいはそれによる被害、そういうものの概念をよく整理、理解して被害者個人の救済にとどまらずに、多数のマスとして消費者の安全確保のための、民事のルールですとか、あるいはこれも諸外国の動向といったようなことも踏まえまして、これから検討していく必要があるだろうということを述べさせていただいております。

以上でございます。

升田委員長 　　ありがとうございました。それでは、続きまして、施設・設備ワーキンググループでの検討経過等について鶴岡委員からお話を伺いたしたいと思います。よろしく申し上げます。

鶴岡委員 　　代役で至りませんが、報告させていただきます。施設・設備WGも2回の会合を持ちまして、この議論の大きなきっかけになったのはエレベーター事故だったということで、国土交通省からのヒアリング、それから機械についての総合的な安全基準指針を設けている厚生労働省からのヒアリング。

それから、刑事捜査と事故調査の在り方について研究されている宇都宮大学の松岡先生、更に危険回避のプログラムを研究されている畑村先生、工学院大学の教授です。この2人からの意見を聞かせていただくことなどを踏まえまして、報告をとりまとめられたという経緯であります。

施設・設備につきましても、食品あるいは製品と類似の問題点というのがあるわけですが、施設・設備についての特殊性というのが、例えば、技術の高度化に伴うシステムの複雑化、それから、規模の大規模化、こういった特徴があるだろうと。それによって一たび事故が起こりますと、

かなり重大な事故につながる可能性がある。そういった点。

それから、システムの複雑化に伴ってどういう危険性があるかということが、利用する側から見て予測しにくくなっている。そういうこともありまして、小さな子どもの事故も目立ってきている。こういった問題点などを踏まえて議論が進めてこられたということです。

議論のとりまとめの第一に、迅速な原因究明の重要性ということ掲げておりますが、これも食品や製品と同様の問題点でありますけれども、特に施設・設備につきましては、先ほど申し上げたように、事故が重大になるおそれがあるということで、やはり迅速性が要求されるわけです。

しかしながら、原因究明に必要な情報の収集、この段階で大きな壁があるということが委員の方々から指摘されてきております。

それは、警察による刑事責任追及の捜査と、それから事故調査の協調といいますか、強調という課題。現状では、刑事捜査の方が優先されがちであるという問題があって、原因究明のための情報収集に難が生じている。これをどう対応していったらいいのか。消費者庁が創設された暁に、迅速な再発防止対策を構築する上で、やはり迅速な情報の収集というのが必要なわけですけれども、この刑事捜査とのバランス、この点につきましては、やはり事故調査を少なくとも刑事捜査と並行して進められるようにしていくべきではないか。あるいはもっと進んで、事故調査の方を優先させるべきではないかという意見も出されました。

とりあえず、報告としては、関係省庁と警察その間の密接な連携ということで、その兆候も表れているという事実も紹介されたりしています。

この原因究明につきまして消費者庁として何をなすべきか、ということの1つの方法として、調査権限とか、あるいは立入調査権限といったものを活用して、事故調査委員会、これを随時組織して原因究明を迅速に進めていってはどうかと、こういうことを提案することになりました。

第2の事故情報の一元的な収集。これは、まさに消費者庁に大きく期待されているところですが、施設・設備につきましては、例えば典型的なプールの例を見ますと、学校に設置されているものは文科省、公園については国交省あるいは水質については厚生労働省といったふうに安全に関わる対応官庁が縦割りに分かれています。こういったところでは情報の収集にどこかにすき間が生じ穴が空くおそれがある。消費者庁はまさにそういった穴を一元的に情報収集するという役割を果たす中で埋めていくことが期待されるのであろうということです。

例えば、エレベーターのトラブル情報とか、そういったものについては半年に1回報告されているというふうな実態が国交省の方から紹介されたわけですが、施設・設備の事故というのは重大化するおそれがあるということ踏まえて、重大事故情報については、迅速に管理者などから直ちに行政機関へ報告することを義務づけるべきであらうという考え方です。

3つ目ですが、横断的かつ包括的な安全基準に関する指針づくりを進めていく必要があるだろうということですけれども、施設・設備につきましては、製造・設置事業者のほか所有者、管理者あるいは利用者といった多様な関係者が存在する。

その多様な関係者の情報の共有とか、そういったものが必要になるわけですが、一方で、安全を未然に防いだりする上で、安全基準というものをつくっていく上で、横断的な安全基準の在

り方かつ包括的な安全基準、こういうものを充実させていく必要があるのではないか。それによって、すき間事案への対応を強化していくべきだろうということです。

4つ目に安全・安心に関する知識の総合化・体系化。これは、まさに横断的かつ包括的なというところとかなり深い関係があるものということができるだろうと思うんですけれども、特に事故を発生させない環境づくり、これを進めていく上では、施設・設備の根底に相当共通の要素があるのではないかとということで、本質安全とか、これは潜在危険まで考慮した危険回避のために認識しておく必要があるということですけれども、あるいは多重防護、フェールセーフ、こういったものが必要になる。そういった視点に立って、総合的、体系的な知識の総合化を進めていく必要があるだろうということです。

最後に5つ目ですけれども、消費者安全教育の拡充、これも他の分野と共通する課題ということですが、施設・設備のシステムが複雑化していくということになりますと、これを利用する側にとって危険性の事前の把握が特に難しくなっていくことが実態としても現れている。そういう中で、施設・設備についての安全を保つ上での安全教育の充実、これは一層必要度が高まっているだろうということが言えるだろうと思うんです。

特に子どもについて御指摘があったわけですが、危険な事象について、子ども自身が納得できるような教育の仕方、こういったことがかなり有効になってくるのであろうと。つまり、利用者の視点に立った教育、そういった工夫が今後の消費者安全教育の中でも求められるであろうということで、以上のような内容で、報告がとりまとめられた次第です。

以上です。

升田委員長 どうもありがとうございました。各主査の方及びそれに参加されました各委員の方、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの3つのグループのそれぞれの御報告につきまして、御質問、御意見などがありましたら御自由に発言をお願いしたいと思います。

原委員、どうぞ。

原委員 食品ワーキングについて2点と、それから、施設・設備ワーキングについて2点お願いしたいと思います。

食品ワーキングですが、まず、資料1の1ページの1.というところで、食品の安全・安心に関わる行政の再構築ということで、(消費者庁の司令塔機能の明確化)ということで、これは、ワーキングでの私の発言を入れていただいたと思うのですが、括弧書きでこの言葉が入っているのですが、本文中では、1.のところで消費者庁を適切に位置付けてとなっており、2.の で、緊急時においてはその姿になるのですが、2ページの で、平時においては、関係府省庁間の相互調整を図ることに特に注力をすると言われているんですが、実際のところは食品安全基本法の所管というんでしょうか、それを考えると消費者庁が平時においても、消費者の意見をリスク管理、リスク評価の部分に反映をさせるということになりますので、相互調整に注力という言葉だけに平時が注がれるとなると、やや違和感がありますので、ここはもう一度食品安全基本法の21条から考えていただいて、平時における消費者庁の役割を明確化していただきたいと思います。

3 ページの 5 .のところで、国際的な動向に対応できる体制整備ということで、これも意見としては申し上げたので入ってきていると思うのですが、最後の行で、国内外の食品事故等の収集・分析・究明・発信のための体制整備・充実を図っていくとなっているのですが、タイトルのところには対応できる体制整備となっています。私自身の発言の意図は、単純に情報収集をして、日本にはこういう情報があるということ発信するだけの機能をではなくて、国際的な食品安全の動向にきちんと対応できる核になるべきだと思っております。

今回の冷凍ギョウザの問題でも、1 週間ぐらい前の新聞記事だったと思うのですが、中国政府としてもきちんとまだ対応していきたいということをおっしゃっておられて、やはりその受け皿となるのは、私は消費者庁の食品安全の行政の部分だと思っておりますので、核となるとか、対応できる体制整備としていただけたらと思います。

それから、施設・設備ワーキングについてなんですが、2 つありまして、1 つは、1 ページの 1 .で、迅速な原因究明の重要性ということで、鶴岡委員の方から何度もお話しになったとおりなのですが、私もそのように思っておりますので、シンドラーのエレベーターの事故の原因究明が、警察の中に入ると進まないという、本来の意味での原因究明がなかなか進まないというところがありまして、あの解決をどう図るかという観点で、即ち事故調査委員会を設けるとか、原因究明ができるという制度設計をお願いをしたいと思います。

2 ページの 2 .の事故情報の一元的な収集のところから来ている文章ですけれども、上から 2 つ目のポツのところで、最後のところの行に、重大事故情報については施設・設備の管理者等から直ちに行政機関へ報告することを義務づけるとなっておりますので、この行政機関というのは何を表すのかという感じで、3 .のところを見ると消費者庁とか、所管省庁という言葉が使われているのですが、恐らく、地方の自治体の行政機関のことも含むのでこういう一般的な用語にされているのかなと思うんですが、最終的には消費者庁へ一元化するような表現というか、その仕組みにさせていただきたくて、直ちに行政機関に報告して、そこで止まってしまっただけでは、例えば、地方自治体の窓口で止まってしまったのでは、本来の制度設計にはならないと思っておりますので、文言と仕組みを工夫していただけたらと思います。

以上です。

升田委員長 ただいま食品について 2 つ、それから、施設について御意見、御質問がございましたけれども、これはやはり主査の方からお願いすることになるのでしょうか。まず、食品につきまして、中川委員からお願いします。

中川委員 御指摘ありがとうございます。御指摘はいずれも入れたつもりではあったんですけども、表現が弱いということでしょうか。事務局の側から何かございますか。

野村消費者安全課長 食品の関係で 2 点御指摘いただいておりますが、表現が弱いということであれば、更に検討させていただければと思いますが、まず 1 点目の平時におけるリスク評価やリスク管理の場面での総合調整機能を発揮すべしというところは、第 2 回のワーキングで御議論いただきましたけれども、食品安全基本法で、平時の関係行政機関の間関係につきましても、第 15 条で密接な連携を図らなければいけないという記述でとどまっておりますけれども、事故の重大性

なり頻発度なりを勘案して、消費者庁が単に連携を図るという立場ではなくて、もう一步踏み込んだらどうかという御指摘をこういう表現で表わさせていただいているということでございますけれども、更に表現ぶりがあるかどうかという点については検討させていただければと思います。

第2点目は、これもおっしゃられたとおり消費者庁が核にならなければいけないという事例をいろいろ御紹介いただいて御発言いただいておったことは記憶させていただいております。

ここでは、5.で2.のような関係府省庁間の役割分担を踏まえながら、というふうにしてございますけれども、2.のところでそもそも保健所を中心としてきちんとワークできている部分と、すき間的なものでありますとか、あるいは長期潜在的な、見落とされがちなものでございますとか、食品の事故というのも多様であるので、そこをすべて消費者庁が広く薄くいくのか、重点的に消費者庁がリードする分野があるのかという御議論をいただいたと思いますけれども、そことの対応関係かなんかと思っておりますけれども、ただ、消費者庁が核になってというのが特に御指摘いただいたところであったということは踏まえて、更に検討させていただければと思います。

升田委員長 それから、施設の点で2点ございますが、鶴岡委員、何かございましたらお願いいたします。

鶴岡委員 事故調査委員会を消費者庁が設けるということですが、これは、消費者庁が事故情報を一元的に収集するということになると、まさに調査について、かなりそれを活用できる立場に立ち得る。

一方で、現在、警察が捜査を優先させている状況に対して、消費者庁が事故調査で懸命に取り組んだという意思表示にもなり得るかと思うんです。そういう意味で、これは是非とも実現させていただきたいと思っております。

2ページの施設・設備の管理者等から重大事故情報について、行政機関へ報告することを義務づける方向で検討をというところですが、この大きな前提として、事故情報の一元的な収集ということが、やはりあるかと思うんです。これは、消費者庁がつくられる上での非常に大きな役割ということで、これを前提にして考えますと、原委員がおっしゃるように、多分自治体などに通報されるような情報もあるということで、行政機関へという表現になったかと思っておりますけれども、いずれは消費者庁へ、いずれはといっても迅速にということですが、消費者庁にも情報が伝えられるということを前提とされていると理解しておりますが、事務局の方はいかがでしょうか。

野村消費者安全課長 今、御説明いただいたとおりかと思っておりますが、この委員会での御議論自体が、今、国会にかかってございます法案の内容は前提とさせていただいてということにさせていただいておりますので、関係行政機関に対して報告がなされた事故情報のうちの重大な事故情報に関しては速やかに消費者庁に一元化がなされるものという前提で記述をさせていただいております。

1点目の方に関しましては、今回は、ワーキングのまとめの御報告ということでございましたが、御指摘は関係省庁とよく調整を図って、実現に向けてよく調整をするようにという御指摘かと思っておりますけれども、そこは重要な御指摘をいただいたと受け取らせていただきまして、今後、よく関係者と御相談をさせていただきたいと思っております。

升田委員長 ほかにいかがでしょうか。佐野委員、どうぞ。

佐野委員 まず、食品ワーキングのところから申し上げます。1 .のところに書かれている、今、原委員もおっしゃってございましたけれども、消費者庁を適切に位置づけて、これは逆さであって、私は消費者庁の中にこの枠組みを位置づけるべきであると思います。きちんと書いていただきたいというのは、「司令塔機能の明確化」という中にうまく組み込まれていないような気がしますので。

次のページの一番上のポツになるんですが、「関係省庁間の連携協力においては、リスク評価の成果を消費者の合理的な選択に反映させるためのリスクコミュニケーションの推進」とありますが、リスクコミュニケーションは、リスク評価の成果を消費者に合理的な選択を判断させるためのものではないと思っています。

これでは、今、よく言われているリスク評価を消費者に押し付けているという考え方につながるような気がするので、こういう書き方は正しくないと思います。

それから、2 .のところで、長期摂取により将来的に被害が発生するケース、これは非常に重要だと説明がありました。私もそう思います。そこのところの下から2行目、「科学的知見の利活用と消費者の不安の払拭等のバランスを図る観点から」と書かれていますが、科学的知見の利活用と消費者の不安の払拭はバランスを取るものなんでしょうか。消費者庁と食品安全委員会の連携した対応が望まれますが、これはバランスを図るものではないと思います。

次の3 .の下から4行目、「食の安全に専門的に関わっている人々以外の一般的な消費者に対して、リスクコミュニケーションを浸透させる取組」と書かれているんですが、食の安全に専門的に関わっている人々とは、だれのことをおっしゃっているのかよくわからないんですが、私はこの方たちにもコミュニケーションは何かということをきちんと理解していただきたいと思うので、ここで一般的な消費者に対してだけと書くのは、ちょっと違うのではないかと思います。

最後の5 .なんですが、国際的な動向に対応できる体制整備、これは消費者庁の役割であって、関係府省庁間の役割分担を踏まえながらではなくて、消費者庁の役割であると書いてしまっているのではないかと思います。

それから、製品のワーキングの方に行きたいと思います。

1 .の3つ目のポツの4行がよく理解できないんです。消費者にとって身近な製品のうち、所管省庁が不明瞭な分野、それに強い規制分野以外の分野の安全基準の在り方については、消費者事故の発生頻度などを踏まえながら十分な目配りがなされるべきと書かれています。私は意味がよくわからないので、もう一度説明していただきたいと思います。

2 .の題なんですが、私は何度かここでも申し上げてきましたが、消費者にとっては情報の公表というのが一番重要なことだと思っております。「事故の未然防止につながる事故情報の収集・分析の重要性」を「収集・分析・公表の重要性」にしていきたいと思います。消費者にとっては公表というのが一番重要なことだと思っておりますので。

それから、まさにそのことが書かれているのが次の2ページの のところです。事故の発生に関する情報を収集するだけでは、事故の未然防止につなげることはできない。これは確かにそのとおりだと思います。だからこそ公表が必要だと思っております。

のところには公表ということが一向に書かれていないんですが、最後に社会的仕組みづくりが望まれる、このような社会的仕組みづくりでは望まれていないと思います。公表が入らないと、事故の未然防止につながるとは思えません。

3. の子ども安全対策課というのは賛成ですので、是非進めていただきたいと思います。

4. のところで確認をさせていただきたいんですが、要介護者、身体障害者等の等の中に高齢者一般というものも入っているのでしょうか。

それから、下から3行目の「一元的に集約・分析」の後にも公表ということが必要ではないかと思えます。

リスクコミュニケーションなんですが、リスクコミュニケーションとは何かというのが共有できていないような気がします。3つ目のポツで「リスクコミュニケーションの本質は」と書かれており、「それは市民が安全に関わる社会的決定に参加することであるとされている。」となっています。これは一言で言ってしまっていていいんでしょうか。私は、リスクコミュニケーションは決定だけではないと思うんです。さまざまな利害関係者が集まって意見交換をしていくことで、決定することが本質ではないと思います。

最後の6. なんですが、PL法について、2番目のポツのところに「製造物責任法に係る判例の蓄積に基づいて」とありますが、判例の蓄積というのは、きちんとできていないと思います。

ここでは、是非、今後の課題かもしれませんが、PL法関連で裁判を起こしたときに、どんな裁判が起きたのかということ、消費者庁のどこの課だかわかりませんが、御報告していただく。それによって判例が蓄積できると思うのです。現段階では、いろいろな分野の方が一生懸命判例を探しているという形になっているので、その辺は、ルールをつくった方がいいのではないかと思います。

以上です。

升田委員長 ただいま食品についておおむね5点、製品についておおむね5点ありまして、それぞれの主査の方に、何か御意見がありましたらお願いしたいんですが、まず、食品につきまして、中川委員。

中川委員 御指摘ありがとうございます。まず、第1点が1ページの1の最初の黒ポツの4行目でしょうか、消費者庁を適切に位置づけてという、この「適切」というのが、悪いということだろうと思います。

これは先ほどの原委員の御指摘とも共通するかなと思います。1のタイトルに指令機能の明確化とあるから、それを受けて「適切」というのだからこれでいいかなと思ったんですけども。ただ、消費者庁を適切に位置づけてという言葉だけだと、いかにも後からそっと置くという弱い感じがするというのも確かかもしれません。そこで例えば消費者庁の司令塔機能を位置づけてという表現はいかがでしょう。そういうふうにすると、次の黒ポツの、消費者庁はその司令塔機能の発現というところにもつながりますので、今の御意見を聞いての御提案であります、差し当たりそれを私の回答とさせていただきます。

2番目ですけれども、2ページの の下の黒ポツです。リスク評価の成果を消費者の合理的な選択に反映させるためのリスクコミュニケーション推進というのが、押し付けがましいというご指摘

だろうと思います。押し付けではだめなんですけれども、つまり、この黒ボツは、下の3のリスクコミュニケーションのレベルアップをしるということと連動しておりますので、押し付けというつもりではないんですが、では、どう書けばいいのかというのは、今、いいアイデアはございません。リスク評価の成果を消費者のニーズに合わせて伝える、あるいは共有するということなんでしょうか。今、表現は浮かびませんが、いかにも一方的に押し付けると感じがリスクコミュニケーションの概念と合っていないという御指摘であればよくわかるんですけれども、それをどう表現すればいいかは、今のところいいアイデアはございません。また、御相談させていただきたいと思います。

3番目でありますが、2の最後から2行目でしょうか、科学的知見の活用と消費者の不安の払拭等のバランスについて、これはバランスの問題ではないというご指摘なんです、消費者の不安が、科学的知見によると、それは心配しなくてもいいんだということもあるだろうし、不安が根拠のないものであると、あるいは根拠があるような、ないようなよくわからないといった場合にどうするのか。

バランスといった場合、「等」の中には、恐らく消費者の利便性というものもあると思うんです。根拠のある不安であれば、それは当然優先していいわけですが、根拠のない不安かもしれないというのが、食品のよくある問題でありますので、そういう広い意味で不安という言葉を使っております結果、バランスという言葉になったと理解しております。

4番目の御指摘の食の安全に専門的に関わっている人々にリスクコミュニケーションの在り方をきちんとわかってほしいという御指摘だったかと思いますが、それがまさに3の最初の黒ボツでありまして、レベルアップせよということは、結局は一般的な消費者にわかるようなリスクコミュニケーションの在り方を食の安全の専門的に関わっている人々にも考えなさいというつもりです。書き方が少し一方的かなという御指摘かもしれません。この辺りも、書き方がもう少し工夫があれば、御相談したいと思います。

最後、5番目でありますが、3ページの5の国際的な動向に対応できることこそが消費者庁の役割であるという御指摘ですが、それが消費者庁の独占的な役割であるという御指摘であるとするならば、その仕組みはうまくいかないのではないかなという気がいたします。

というのは、消費者庁が司令塔的役割であるというのは、結局は現場があって初めて司令塔でありますので、司令官が全部やるというのは無理な話です、現場がきちんと動いていて司令塔があると、漏れがないように司令塔があるということだと思います。リスク評価、リスク管理をしている現場であるからこそ気づくこともあると思いますので、それは消費者庁だけの役割という意味であれば、むしろうまくいかないのではないかと思います。ただ、御指摘についての誤解があるかもしれませんので、差し当たりこの程度にしたいと思います。

升田委員長 ありがとうございます。事務局の方から何かありましたらお願いします。

野村消費者安全課長 主査の御説明のとおりだと思いますが、2点目、3点目、4点目はもう少し表現ぶりを工夫するようという主査からのお話でございましたので、まず2点目に関しましては、消費者の合理的な選択に反映させるという言い方が恐らく不適切という御指摘なのかなと承り

まして、ここはリスク評価の成果が消費者にわかりやすく伝わるようにリスクコミュニケーションを推進して、その上で、消費者が自立的に選択をしていただくということであるのかと思ってございます。そんな表現が工夫できないか検討させていただければと思います。

3点目の2.のバランスを図るところは、恐らくここは科学的知見から検討される食安委と、消費者の立場から考えるべき消費者庁があるんだと思いますけれども、この書きぶりですと、消費者庁が何かいつもバランスを取って顔色を見ながら仕事をしているような書きぶりに読めるのかなという御指摘かととらせていただいております。

ですから、科学的知見の観点から、食安委が検討していくところに当たって消費者の不安の払拭を図るような観点から、消費者庁としても連携を図っていくというような工夫が表現上できないかということで受け取らせていただければと思います。

4点目のリスクコミュニケーションの対象を何か限定するような表現にしているということでは、ワーキングの議論でもなかったんだと思ってございますけれども、特に一般的な消費者の方への伝達を重視するという御提言、御指摘をいただいていたかと理解をしておりますので、何か限定をかけるような表現ではなくて一般的な消費者の方々への伝達を重視するというようなところを強調するような表現ぶりにできないかということで検討させていただければと思います。

升田委員長 それでは、続きまして、製品につきまして古田委員の方から、お願いいたします。

古田委員 まず、御指摘いただいた最初の点ですけれども、安全基準の3ポツ目ですが、ここは確かに日本語がよくわからないところがあるんですが、意図としましては、不明瞭な分野と強い規制分野ではない分野、ですから、以外のというのは不明瞭な方にはかかっていない。結局のところすき間領域といえますか、所轄省庁側ははっきりしない分野という意味でございます。その辺の日本語をもう少し理解しやすいように直したいと思います。

それから、最後のところで十分な目配りがなされるべきであるというのは少し表現としては弱いという御指摘なんだと思いますが、確かに少し控え目な言い方過ぎるかなという感じがしますので、少し検討させていただきます。

2番目ですが、2番のところの分析プラス公表の視点というのが弱いということで御指摘を受けましたが、確かにただ分析しただけでも再発防止につながりませんので、ここは少し工夫させていただきます。ただ、公表すれば、それで防止になるかと言われると、それも違うかなという感じもいたしますが、その点は安全基準のところにも、安全基準への活用ですとか、あとリスクコミュニケーションといったところもありますので、そういった意味では公表が入ればいいかなという感じがいたします。

それから、リスクコミュニケーションの3ポツ目ですが、社会的決定に参加する。意見交換あるいは協議というところも入れるべきということだと思いますが、社会的決定するために、当然意見交換は大前提としてあるのが当たり前という感じで、特に言及していないんですが、逆に意見交換だけして社会的決定は結局変わりませんでしたというパターンが、これまでに余りにも多過ぎるというのは、リスクコミュニケーションの専門家の間では、そういう認識であります。しかし、そういう協議があるということを文章で工夫させていただきます。

6の判例についてですが、ここもそれほど突っ込んだ検討をしているわけではございませんので、やや控え目な書き方になっておりますが、これも蓄積して、その蓄積をどこかの機関がやるだけではだめで、やはり分析して活用するという仕組みが整っていなければ、一元的に蓄積してもしょうがないので、その辺でもう少し総合的な何かが必要という感じのニュアンスをちょっと考えさせていただきたいと思います。

以上ですけれども、あと、事務局の方から何かあればお願いします。

野村消費者安全課長 御指摘の3点目の4.の生活弱者の事故対応の等に高齢者一般が含まれるかという御質問がございましたが、生活弱者に該当されるような高齢者の方は当然該当するということかと思っておりますが、高齢者一般ということですと、相当数の健常な高齢者の方はいらっしゃると思いますので、そこはそういう意味合いで、明示的まではしてございませんが、生活弱者に該当するような高齢者の方は当然含まれているという理解でございます。

升田委員長 島野委員、どうぞ。

島野委員 全体に関わること、一元的な情報収集の件で、確認を事務局にしてみたい。消費者安全法の12条だと、都道府県知事とか、市町村長は重大事故が発生した情報を得たときには、直ちに内閣総理大臣に報告をしなければならないという形になっていると思うんですが、いろんなところで話題になる消防署の情報はどうなんだ、警察の情報はどうなんだと。それは行政機関の長が知ったということになると、少なくとも行政機関の情報は内閣府にみんな漏れなく入るというふうに理解してよろしいんでしょうかというのが1点であります。

それから、消費者生活用製品安全法ですと、重大事故が起きますと、消費生活用製品に限ってですが、事業者は知った日から10日間以内に報告するというのが義務づけておられます。法律をどうこうするという委員会ではないということで十分理解しているんですけども、事業者に報告を義務づけられないというのは、義務づけというか努力規定でも何でもいいんですけども、それはどうして法律に書き込まれなかったのかなと、もし御存じだったら教えてほしい。

佐野先生が言及された製造物責任、若干国センも情報収集しておりますのでご紹介します。118件まで裁判例を収集しております。

製造物責任に詳しい升田さんがいて恐縮なんですけれども、最高裁も、PL法施行後どのくらいあるかということで、製造物の瑕疵を原因とする損害賠償請求事件という形で、3年ばかり集めました(平成7年34件、8年62件、9年95件)。余り多くないので収集することを止めてそのままになっているわけです。

私が知りたいのは、3ページの、被害救済の部分で、被害者個人の救済にとどまらず、多数の消費者が安全確保のための民事ルールの在り方ということ、団体訴訟とか、そういうことを念頭にあるのでしょうか。選定当事者とか、そういうことではなくて団体訴訟みたいな形のものを、頭のどこかにはあるんでしょうか。

施設・設備のワーキンググループの方での質問ですが、1.の3番目に、事故調査委員会が出ております。調査権限を持った事故調査委員会、これは、我々のイメージとしては、国交省の航空機事故の調査会といいますか、ああいうかなりすごい権限を持っているというか、そういうことをイ

メージしておけばよろしいのでしょうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

升田委員長 それでは、まず、法令の解釈等については、事務局の方からお願いします。

野村消費者安全課長 まず、消費者安全法案第12条の実質ということかと思いますが、関係行政機関が重大事故情報を承知されたときは、直ちに内閣総理大臣に、すなわち消費者庁に報告をしなければならないということでございますので、立て付け的にはすべての重大事故情報は、行政機関が国・地方レベル問わず、行政機関が探知した場合には、直ちに入ってくるということだと、そういう立て付けになっていることかと思えます。

ただ、島野委員の御指摘は、消防や警察、勿論地方自治体の内部組織ですので、人格的には1人格だと思いますが、本当にそこがスムーズに入ってくるのかどうかという問題意識の御指摘だと思いますけれども、そこは、各所轄と消防庁、警察庁との関係というのがまた別途ございまして、そちらのルートとの連携の在り方というものを消費者庁は工夫をしなければいけないのではないかと、12条があるからもういいですということではなく取組みが必要だという御指摘をいただいているということで、更にどういうことができるかという検討を御指摘を踏まえてさせていただいているというふうに理解をしております。

2点目の消費生活用製品安全法の適用除外が非常に幅広くある問題に関しましては、これは次回の第9回の委員会のときに、現状なり、考え方を整理して御議論のために提供させていただければと思います。

升田委員長 それから、それぞれの報告書につきまして2点ございましたが、第1点目のPL判例、民事ルールにつきまして団体訴訟というものを前提というか認識としての記載かということですが、これは製品グループ、古田委員、いかがでしょうか。

古田委員 これは、団体訴訟というよりは、私の解釈では、個々の被害は訴訟になるほどのものではないかもしれませんが、余りにも多数の人が被害を受けているので、積分したときの社会としての損害が無視できない。そういうようなケースだと考えますけれども、これは事務局の方はどういう解釈ですか。

野村消費者安全課長 ワーキングの御議論では、団体訴訟制度の検討に安全分野で着手すべきという御提言まではいただいていたと思いますけれども、ただ、内外の動向の中で取引契約分野において、おっしゃっていただいたような制度の仕込みというのが進んでいるということも参考にしているいろいろな検討が必要だという御指摘をいただいておりますので、含み得る表現ではございますけれども、今、主査から御説明いただいたような趣旨から、割と一般的な表現ぶりにとどめさせていただいているということでございます。

升田委員長 次に、施設グループの報告書の中の調査委員会、どういうものなのかという御質問がありましたけれども、その点は鶴岡委員、いかがでしょうか。

鶴岡委員 これはこの文章に書かれていますように、立入調査あるいは報告徴収等の権限を行使してということですから、運輸安全委員会のような、調査活動は、かなり近いものにやっつけられるのではないかと私は思っております。

この事故調査の方式を、実績を積み重ねつつ、ノウハウも蓄積していく中で、長い歴史を積み重

ねている運輸安全委員会のような形で、機能を拡充していけるのではないかと考えておりますけれども、事務局の方はいかがでしょうか。

野村消費者安全課長 ワーキングの中ではそういう御議論、御指摘だったと理解をしております。

升田委員長 これは御存じの方はいらっしゃるかと思いますが、そういった専門家を要する委員会の調査というものと、捜査あるいは民事の責任の問題というのは、何も日本だけではなくて、外国においても非常に難しい問題としてとらえているところがありまして、そういったところの調査が、例えばほかの責任追及には使わないとか、いろいろなルールがあるようですので、そういった総合的な検討も必要ではないかという気がいたしますけれども、そのほかはいかがでしょうか。

どうぞ、早川委員。

早川委員 大分細かいことにこだわるようなんですが、食品ワーキンググループの1ページの上から6行目のところに、事業者側、消費者側の取組み強化というのがあります。やはり食の安心・安全を求める場合には、当然ながら大事なことで、事業者側と大きくくっついてしまわずそこは、製造業と流通を入れていただきたいと私は思います。流通業と明確に出していただいた方が、よりこれから具体的な安心・安全を求めるいろんな施策を考えていくときに重要ではないかと思っておりますので、より具体的をお願いしたいと思います。

升田委員長 この点は中川委員に一度お伺いします。

中川委員 今の点は、例えば事業者側で括弧して、製造業者及び流通業者を含むという感じですね。

早川委員 はい。

中川委員 食品の場合は、流通業、まさにスーパーのバイヤーが何を買ってくるか、あるいはどう表示するかという重要な話、表示はこの問題ではないかもしれませんが、重要ですので、私は是非入れたらいいのではないかと思います。

升田委員長 そのほか、いかがでございますでしょうか。何か御意見、御質問がございましたらどうぞ。

それでは、ただいま御指摘をたくさんいただきましたけれども、そういったものにつきまして、もう一度事務局の方で整理させていただきまして、次回の委員会におきましては、いずれにしましても、今日、各主査、それから鶴岡委員に御尽力いただきまして、御報告いただきました内容を報告書素案の中に盛り込みまして、また、皆さんにお示しして審議を深めてまいりたいと思っておりますが、そういったところでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

升田委員長 ありがとうございます。

それでは、第2の議題であります。本検討委員会の報告書とりまとめについて取り上げていきたいと思っております。

事務局の方から、報告書の構成案及び事故情報を一元化とリコール促進のテーマに関する素案が

提示されておりますので、説明をお願いしたいと思います。

野村消費者安全課長 お手元の資料4～6をごらんいただければと存じます。

まず資料4でございますが、報告書素案といたしまして、こうした構成でとりまとめを進めさせていただいてはいかがかということでお示しさせていただいてございます。全体は4つのパーツになってございますが、第 1 章では、本報告書、この委員会のとりまとめの位置づけの記述をいただいてはいかがかと考えてございます。

第 1 章「消費者庁の円滑な発足に向けた取組」ということで、回を重ねて御議論いただきました事故情報一元化に関する節、今日御報告いただいているところでございますけれども、消費者の視点を取り込んだ新たな取組みの展開ということ、分野別の切り口で重要な視点を整理させていただくという節。

第 2 章で「消費者・事業者の取組と環境整備」とさせていただきまして、これまでいろんな場面で御議論が出てまいってございます、消費者教育やリスクコミュニケーションの問題を、消費者の自立支援という形で1つ節に起こさせていただきましますことと、委員会の前半の方で集中的に御議論いただきました、リコール促進の取組みの強化に関して、1つ節を起こさせていただく。

第 3 章といたしまして、これは前回、消費者政策部会との合同会議の中で、消費者基本計画に向けた課題の整理もしてほしいという御要請がございましたので、各論点の中で比較的長期的な論点と考えられるものに関しては、第 2 章の方に整理させていただくということで、全体を構成させていただいてはいかがかと考えてございます。

説明を続けさせていただきますが、構成の在り方も含めて、後ほど御指摘をちょうだいできればと思っておりますけれども、とりあえず、構成の仕方は置きまして、これまで御議論をかなり進めていただいております、事故情報の一元化の関係、この構成でありますと第 2 章の第 1 節の部分と、リコールの促進の関係、この構成でありますと第 2 章の第 2 節の部分をつたき台ということで、文章を後ろの方に付けさせていただいてございます。そちらの方を御説明させていただければと思います。

2 ページ目～7 ページ目にかけて、これは1月16日の第6回の委員会にお示しさせていただきました論点整理をベースに、その後いただいております御意見を取り込む形で製作させていただいております。

「1. 消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステム構築」としてございますが、消費者事故情報は、消費者の安全・安心に係る適切な意思決定のための前提となるものであり、その適切な一元化の実現は、消費者行政一元化の基盤を形成する重要な課題である。消費者庁創設に向けた優先的課題の一つとして取り組まれる必要がある。消費者事故情報は、現状では関係府省庁・関係機関において縦割りの保有されており、十分な共有化が図られず、消費者の視点から積極的に利活用されているとは言い難い。こうした状況の抜本的な改善を図り、事故情報を一元的に収集し、分析、究明、発信を行うことによって、消費者本位の行政が展開され、それを契機として社会全体として安全・安心レベルの向上が図られることが求められている。関係者においては、消費者発足を待つことなく着実に取組を前に進めていくべきであると書き出しをさせていただいて

おります。

その後でございますが「(1)基本的な考え方」のパーツの最初の部分で「消費者事故情報の捉え方」というところは、論点整理で示させていただいた文章と基本的に同様でございますが、最後のパラグラフ、「また」の下でございますけれども、事故情報には大別して事故の発生の事実を中心とした情報と、事故の発生の状況や構造を中心とした詳細な情報があると認識され、その性質に応じた取扱いが必要であると記述させていただいた上で、2つ括弧がございますが「重大な事故情報等の収集及び活用のあり方」といたしまして、事故の発生の事実に関する情報、例えば事故の日時・場所、被害の態様等でございますが、それを広範に収集し、迅速に消費者への注意喚起等の対応を講ずることは、同種・類似の事故の発生・拡大防止につながるものであり、消費者庁において一元的な取組みを推進すべきであるとしてございます。

特に重大事故の場合には、消費者庁が司令塔機能を発揮して、迅速かつ政府一体といった対応を講ずることが重要である。そのため、消費者庁や関係府省庁等において、常時、迅速な情報伝達・共有・発信やその他の必要な対応が図られる体制の整備を進める必要がある。

また、制度の縦割りにより扱いを異にしている情報や、類似性・関連性ある情報の集約に努め、それによって、事故の発生頻度やすそ野の広がりを意識した対応を図るべきである。

更に、全般的な事故発生の傾向の把握や、多発性や特異性のある事故情報の抽出等の分析を行うことは、注意を払うべき分野、物品等に関する理解向上及び対応強化、例えばリスク評価の実施、安全基準の見直し、消費者教育の見直し等につながり得る。消費者庁の情報分析部門が中心となって、恒常的に分析・発信に取り組む必要があるとしてございます。

また「詳細な事故情報の収集及び活用のあり方」といたしまして、事故の発生の事実に関する情報を収集するだけでは、事故の原因を究明し、事故の未然防止につなげることはできない。事故の原因究明とその後の未然防止につなげ得る情報は、事故発生時の状況の詳細に関する情報、被害や事故品の画像情報、事故品の設計・製造上のデータ等である。事故の現場におもむき、被害者や医療機関、専門家、事業者等の協力を得ながら、こうした情報を収集し、専門的な原因究明を行って、要改善点を抽出し、事故の未然防止につなげていく取組みは、現状ではほとんど手付かずの状況にあり、消費者庁が中心となってその仕組みづくりを推進すべきであるとしてございます。

また、事故情報の収集の方にやや偏り、重きがあって、発信や公表の方の観点が不十分だという御指摘をちょうだいしてございますが、それを受けた形の記述でございますが、社会全体としての事故情報の共有化といたしまして、事故情報の一元化の究極的な目的は、社会全体の安全・安心レベルの向上を図ることにある。そういう意味で、単に行政機関の間の情報共有にとどまるのではなく、一元的に収集される事故情報に対して、消費者や事業者が容易にアクセスできるなど、社会全体として事故情報共有が図られ、安全・安心確保につながる行動が促されるような環境整備を進めることが重要である。

消費者庁発足に向けては、透明性高い情報の公表の在り方や、わかりやすい情報発信の在り方などについて、具体的に検討を進めるべきである。その際には、行政情報、個人情報等の取扱いの一般則等との整合性を勘案しながらも、消費者の「安全を求める権利」や「知らされる権利」が最大限

に尊重されなければならないとの視点に立った上で、検討を進めるべきであるとしてございます。

4 ページ目の「警察、消防、医療機関との情報共有」の部分は、論点整理の記述とおおむね同じ形で記載させていただいてございますが、基本的な考え方のところ、論点整理のときは留意事項のところ記載してございましたが、基本的な考え方のところ記述しているところでございます。

「(2) 当面の取組」の部分でございますが、事故情報データベースのところは、基本的には論点整理のところと同様の記述をしてございます。

事故情報データベースの関係は、参考資料1といたしまして、事故情報データベースに関する資料をお配りさせていただいてございますが、内容的には16日にお示しさせていただきましたときに、消費者庁がどういふにこのデータベースに関わっていくのかというところの位置づけが希薄であるという御指摘をいただいていたので、どういふ形で消費者庁に関わっていくのかというところを明示化する形でお示しさせていただいてございますのが、参考資料1ということでございます。

あとその後ろの方のページは、時間の関係がございますので、一つひとつは省略させていただきますが、まず、情報の登録が非常に煩瑣で、一般の方々の使い勝手がどうかという御指摘がございましたので、登録をする際の必須項目の数を見直いたしますとか、あるいは年齢ですとか事故の起こった日時ですとか、そういうファジーな情報でも入力できるようにするといった修正、あといきなり登録画面が出てくるということではなくて、まずそもそもこのデータベースにどんな情報が最近では入力されているのかという、その閲覧の方から入って、自分も登録をこういう形でしてみようというふうに画面の表示を工夫するよといふところを、実際に登録されておられる消費生活センターの相談員の方々の御意見も参考にして、改訂を図らせていただいているところがございます。

そういうことでございますが、記述の方に関しましては、大きな修正はしてございませんで、1月16日の書きぶりを取らせていただいております。

5 ページの「地方の消費生活相談窓口の強化」のところも、基本的に論点整理の記述でございます。

「事故情報分析ネットワーク」のところは、より一層強化が図られるよといふ御指摘をいただいておりますが、1つには、医療機関ネットワークアドバイザーボード、原因究明機関ネットワークとございますけれども、ときどき集まって会議をするよといふ書きぶりに見えるよといふ御指摘がございましたけれども、適時、助言を消費者庁が得るよといふに、より密接な関係を保つよといふ表現ぶりに改めてございませんと、専門家の方の協力を、工学的な知見のある方に比較的偏った書きぶりでありましたところを、消費者事故情報対応の経験者等にも御助言をいただくよといふ表現に改めておりますこと。

それから、原因究明機関ネットワークに関しまして、関係省庁所管の独立行政法人等の試験研究能力をあてにしているよといふ記述ぶりに読み得る表現だったんですけれども、民間の検査機関や民間の技術士の方々と消費者庁が直接やりとりすることも想定した記述ぶりに表現を改めているところでございます。

「消費者安全情報総括官制度の活用」の書きぶりにつきましては、論点整理のときの書きぶりを踏襲させていただいております。

6 ページ目「(3) 更なる検討課題」として、1 つ目に「消費者・事業者へ事故情報を提供するルールのあり方」というところは、今回書き込みをさせていただいております。消費者事故情報は、消費者や事業者が安全・安心に係る適切な意思決定を行うための前提として重要である。消費者庁や関係府省庁・関係機関が事故情報の収集に努めた場合、その情報をどのように消費者や事業者に提供するか、そのルールが明確にされなければならない。基本的なルールの1 つの考え方としては、消費者の生命・身体に重大な被害が生ずるおそれがある場合には、事故の発生・拡大防止を図るため、必要となる情報を消費者や事業者に対して迅速かつ広範に提供する、というものである。

しかし、こうした基本的なルールに立ったとしても、個別事案への対応は必ずしも簡単ではない。被害の発生・拡大の可能性をどのように判断するか、提供すべき情報の範囲をどのように考えるか、積極的な情報提供により風評被害等を発生させてしまった場合の責任や逆に情報提供を控えた場合の不作为の責任をどのように考えるか等の論点について検討が必要となる。

他の考え方としては、行政情報、個人情報の取扱いの一般則等との整合性を勘案しつつ、情報の性質を明らかにした上で、すべての情報を提供されるべきものとして扱うことを基本とするものである。

この場合には、公表に際して行政に対してその必要性や相当性等を適切に勘案すべきことを求めた判例との整合性、現行の他の公表制度との制度間バランス、公表によって正当な利益が侵害された場合の補償の在り方等の論点について検討が必要となる。

また、情報の性質に着眼した場合、収集の局面において、行政機関が権限行使によって、あるいは権限を背景にして取得する情報と、権限に関わらず取得する情報とがあり、また、提供の局面において、能動的に公表、発信する情報提供と、受動的に開示する情報提供とがある。これらの適切な組み合わせのあり方についても検討が必要となる。

以上のとおり、単純明快かつ公平・公正なルールを設定することは簡単な課題ではない。重要なことは、ルール自体を透明性あるかたちで設定すること、及び消費者の視点からの検討の上でルールを設定し、必要に応じて見直していく手続を確立することであろう。

そうした意味で、消費者事故情報の一元化を進める内閣府ないし消費者庁において、上述のような論点の検証を進め、消費者の視点からの十分な検討を経た上で、事故情報の提供ルールを設定する手続がとられることが期待されることとさせていただきます。

その後の「潜在的な事故情報の受信」「国際的な情報共有」に関しましては、論点整理の記述を踏襲させていただいております。

8 ページ目～9 ページ目にかけて、第 4 章の第 2 節「リコール促進の取組の強化」に関する文案を置かせていただいております。

「(1) リコール促進の共通指針と分野別指針」でございます。技術の複雑化・高度化や、人口高齢化、市場のグローバル化といった環境変化を背景として、潜在的なリコールの対象品のリストを消費者が把握することは一層難しくなっており、対象品に関する情報を豊富に保有し得る事

業者等による適切なリコールの重要性が増している。

リコールには、行政による安全規制の一環としてのリコールと、事業者の自主的な判断に基づく自主リコールがあり、近年、自主リコールが増大する傾向にあるものの、自主リコールについては、各業種・事業者によって取組みがバラバラである等の問題点が指摘されている。

こうした状況の改善を図るため、本委員会では、別添のとおり、製品、食品、施設・設備の各分野に共通して参考とされるべき、消費者の視点から望まれる迅速・的確なリコールの在り方について指針を整理した。これは資料6でございます。

政府においては、本指針を最大限尊重し、事業者を始め、事業者団体、消費者、行政機関等への普及を図り、消費者の視点から望まれる迅速・的確なリコールが促進されるよう努めることを期待したい。

更に今後、本指針を参考に、未整備な分野について、対象分野ごとの特性に応じた指針を官民の協働により作成することが望まれる。また、本指針においては、リコールの対象品を、事業者がその事業として供給する食品や製品、その事業のために利用に供する製品、施設・設備等としたが、事業者が物品を使用して供給するサービスに定型的な暇庇があるような場合なども、リコールの対象になり得るものと考えられ、具体的な事例に即して引き続き検討が必要であるとしてございます。

最後9ページ目「(2) 行政機関等における課題」として、事業者等による迅速・的確なリコールの促進が図られたとしても、それに関する情報が消費者に届かなければ、その効果は減殺される。それゆえ、行政機関においては、リコールに関する情報を広く収集、集約し、消費者が求める情報をインターネット等を通じて簡便に得ることができるような仕組みづくりに向けて検討を進めるべきである。

マスメディアにおいては、消費者への情報伝達に極めて大きな位置を占めることから、消費者の安全・安心確保の観点から重大なリコールに関する情報等を迅速に伝達し、消費者の不安や混乱を招かないような努力が期待される。

また、中小事業者においても前向きにリコールに取り組むことができるような環境整備として、事業者団体や消費者団体との連携・協力の在り方や、リコール保険制度の在り方等についても具体的な検討が進められる必要がある。

そのほか、現実的にはすべての事業者が適切なリコールを図ろうとするわけではなく、リコールを回避する事例も散見されることを踏まえて、適切なリコールの実施について行政がモニタリングを実施するなど、リコール回避を克服するための方策を講じていくことが求められる。

消費者の側にも、製品等の目的や特性を理解して正しく注意して使用する責任があることが認識される必要がある。過剰なリコールを求める傾向が行過ぎると、環境負荷の増大や資源の浪費につながりかねないこと、事業者を安易な価格転嫁や防衛行動に走らせかねないことなど、かえって社会的損失を大きくする結果となってしまう。

そうした意味でも、危険性の程度等に応じた適切なリコールが促進され、またそうしたリコールに関する情報が社会全体で共有される取組みの推進は重要な課題であるとしてございます。

リコールの関係は、資料5として配付させていただいているところでございます。1月16日に

配付させていただきました後に、パブリック・コメントをかせさせていただきますして、パブリック・コメントの結果は参考資料2として配付させていただきますが、その御意見をいただいたところを踏まえて、若干の修正をした形でとりまとめの案とさせていただきますとさせていただきます。

説明が長くなりましたが、よろしくお願いたします。

升田委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をいただきたいと思いますが、そのほかに資料6として、今日までに提出いただきました書面での意見もさせていただきます。

それでは、佐野委員、どうぞ。

佐野委員 一番最後のページのところで、下から7行目「過剰なリコールを求める傾向が行過ぎると」という部分なんですけど、一体どういうことを言いたいのをお聞きしたいと思います。多分、食品などで表示を間違えてしまった、そういうことではないかと思うのですが、もしそうであるならば、リコールをする理由は何か。表示を間違えたものを市場に出してしまった。それは、あくまで責任を取るといって、それをそのまま行き過ぎだからリコールしなくていいというのは違うと思います。世の中の市場にものを出すに当たって、企業は責任があるわけですから、もし何か間違えて、たとえ表示であっても、やはりきちんと回収するべきです。それがもったいないならば、回収した後どうするかというのは各企業が考えるべきであって、何かしら間違えたものは市場にあるべきではないと考えています。ここの例というのは、何かお考えの上でこれを書かれたのかお聞きしたいと思います。

升田委員長 過剰なリコールと書いてあるけれども、その具体的な例はあるのかという質問だと思います。

これは私が言うのも何々ですけども、過剰なリコールを求める傾向、過剰なリコールをしているという趣旨とは必ずしもいえないわけで、多分、ニュアンスとすれば、根拠が余り十分でないのに、リコールといっても製品の回収だけではなくて、情報の提供を含めた話だと思いますけれども、そういうことを求める社会的な、そういったようなニュアンスの文章であろうと思います。

野村消費者安全課長 今すぐ出てこなくて済みませんけれども、参考資料2といたしまして、略させていただきますんですけども、パブリック・コメントで多数の御意見を皆様からいただきまして、いろんな御意見がございまして、1つに今、御指摘いただきました、安心を損なうようなケースでのリコールをどう考えるかというところで、あくまでリコールというのは安全が損なわれているケースであって、表示の印字が少し間違えていたとか、そういう場合にリコールの対象とすべきではないと、安心は削除してほしいという意見がたくさんあったところでございます。

例えば参考資料の1ページ目でも、いきなり1ページ目に幾つかその関係のものがございましてけれども、今の該当します端的なものは、ちょうど真ん中の企業Aというところで書いてございましてけれども、食品分野では、従来から安全性に全く問題ない。例えば産地の記載ミスなどでリコールされる件が散見されるが、こういう場合はリコールの対象としない旨明記してほしいという意見を多数ちょうだいしているところでございます。

ただ、この点は、この委員会で繰り返し御議論いただきましたけれども、全く安全に関わるリコ

ールと同列に扱おうとすることではないということで、もともとクラスの1、2、3ということで、クラスの3というカテゴリーをつくってございましたけれども、同じ平面では扱わないということで、そういう記述は取らないという修正はさせていただきましたけれども、安全と安心というのが、それほど線引きが、どこからが安心問題だというふうにはっきり分けができる性質のものなのかどうかということがございますので、安心の部分にも目配りしてという形で、この案を御議論いただいていると思ってございますので、そういう意味では安心の部分は削除されたいという御指摘に関しましては、そういうところも目配りをさせていただく必要があるのではないかと、消費者の視点から望ましいリコールの考え方の整理としては、こういうことではないかという御説明をしてみたいと考えてございます。

そういう御指摘を多数いただいたということを踏まえまして、御指摘の部分の記述は書かせていただいているところでございますけれども、過剰なリコールを求める傾向が行き過ぎているという事実があるのかどうかということに関しましては、そういう正確な判断なり材料を持ち合わせてこういう記述を書いているわけではございませんので、もう少し表現ぶりについて工夫ができないかということは検討させていただければと思います。

升田委員長 そのほか、いかがでしょうか。

越山委員、どうぞ。

越山委員 2点ほどなんですけれども、まず2ページの基本的な考え方のところ、今回、事故情報の種類として「事実を中心」というお話と「詳細な情報」という2つの考え方があると示されました。非常に面白い考え方だと思いますが、これらは両方とも事故の事実をベースにしている考え方だと思うんですけれども、むしろ重大な欠陥だとか、重大な危険が発生したような場合のように、まだ事故は発生していないケースもありえます。または、まだ1件しか発生していない場合もあると思います。そのときは所管の官庁があれば、そちらの方に重大欠陥があるので、その危険性について報告して、その措置について相談しながら周知を図るということも非常に重要なことだと思うんですけれども、今回この消費者庁さんのお考えの中で、狭間にある製品で、どこに報告したらいいのかわからないような分野での重大な欠陥、または危険な情報もあり得とも思えますので、ここで言っている事故の情報の中には、そういう重大な欠陥、または危険のような要素も入ってもいいのかなというのが、1点感じております。

もう一点は、最後の9ページのところです。リコールのお話の中で、リコールを回避する事例も散見するとあります。その後、このリコールの回避を克服するための方策が書いてありますが、この意図は、やろうとしてもお金がないからできない方に代わって援助しようという意味なのか。それとも、悪意またはやるべき義務を果たさないということに対して、厳しく強制的にやらせるという意味なのか、両方の意味に取れるので、この辺りをお聞きしたかったという2点です。

升田委員長 どうぞ。

野村消費者安全課長 1点目は、委員会の中では不具合に関する情報の取扱いということであったと思ってございますが、およそ消費者の生命・身体の被害に関わらない品質上の問題というのは、消費者庁が関わっていけるエリアの外ではないかと思ってございますけれども、ただ、不具合が原

因となって生命・身体被害が発生する可能性は当然あり得るわけで、そこは重大事故情報、おそれのある情報を含むというところでとらえていくという御議論を、これまでいただいてきたかと思えますし、書きぶりが十分正確になっているかどうかというのはございますけれども、読みづらいついことであれば、もう一度見直したいと思えますけれども、お考え方としては、不具合が出てきた問題に関しても、近いものに関しては取り扱っていくという姿勢でものを考えるという整理かと理解してございます。

中小事業者がリコールに取り組むことに、どういう後押しができるかというのは、問題の御指摘は複数回ちょうだいしておったかと思えますけれども、具体的方策としてどういうことができるのかというところの検討は、残念ながら具体策、方向性なりを出すところまでは、これまでの御議論では時間が十分取れなかったところは、申し訳なく思っておりますけれども、今後の課題ということで、ですからその方向性に関して、ここではニュートラルな記述にさせていただいておりますけれども、重要な課題であるという問題提起のみは次につなげる形で記載させていただいております。

升田委員長 そのほか、いかがでしょうか。

東委員、どうぞ。

東委員 2点ほど、質問というか確認をさせていただきたいと思えます。

1点目は、全体の報告書の目次立てのところなんですけれども、3番目に「消費者・事業者の取組と環境整備」というものが出てきているんですが、ここについては、自治体とか行政機関などについて、見出しの部分には出てきてないんです。中身としては、リコールの促進の取組みのところでは、「行政機関等における課題」というものが出てきているんですけれども、当然自立支援の方でも、そういった行政機関などの役目が出てくると思われますので、この見出しなどに、そういった公的な機関の、勿論、消費者、事業者と一緒にということですが、その辺りも含めていただいた方がいいのではないかというのが、意見といたしますか、もしそうしない理由があるとすれば教えていただきたいということです。

2点目は、2ページ目の「(1) 基本的な考え方」のところの、消費者事故情報のとらえ方についてなんですが、ここは論点整理で何度も議論させていただいているということなので、今の段階で申し上げるのは恐縮なんですが、ここに出てきている消費者事故情報の定義というのが、改めてぱつと読んだときに、何となくわかりにくさがあるというか、広がりがあり過ぎるような印象があるといえますか、そういうことでございます。消費者事故情報とは、「消費者の生命または身体に被害が発生し、ここは当然ですが、「または発生するおそれがある事態に関する情報」という辺りが、とらえ方によって非常に広過ぎる解釈、当然これは広く解釈するということだったと思うんですが、広過ぎる解釈に結び付かないのかということです。

それから、事故ということ自体の定義がここにはないので、ますますそんな印象を持ちました。

そこも含めてなんですが、そういった用語とか概念で共通理解すべきことは、先ほどのワーキンググループの中でも幾つか出てきましたが、そういった共通理解すべき概念のようなものは、個々のところでそれぞれ説明するのか、あるいはどこかで基本的な用語の統一的な説明をするのか、そ

の辺りについても少し教えていただければと思います。

以上です。

升田委員長 事務局の方から、どうぞ。

野村消費者安全課長 まず1点目に関しましては、検討させていただければと存じます。

2点目の記述の部分でございますが、報告書でございますので、用います用語を一個一個定義を置いてという書き方は、そこまではなかなか、もう少し自由に御議論を、ある程度日本語の読める範囲の緩やかさを使わせていただいた形でまとめさせていただければとは思ってはおりますけれども、コアになる概念に関しては整理が必要ではないかというのは、御指摘を踏まえてとっております。

事故なり危険なりという用語に関しては、リコールの指針に関しましては、これは決定をして、広く一般に供するという事で定義を検討させていただきましたけれども、ここの書きぶりに関しましては、事故情報の収集なり発信をしていくに当たっての考え方ということで、少し広がりを持って、最初から事故情報を集めるときに、まず定義のチェックから始めて、お前は審査にかなったから持って来ていいという態度では臨むべきではないのではないかという御指摘を、文章としてこんなことかなというふうに表現をさせていただいているところがありますけれども、更に精査する必要がある部分に関しましては、更に検討させていただければと思っております。

升田委員長 用語については、基本的なものは法令用語で、法律上使われているというのがまず大前提にあると思います。

そのほか、リコールなどにつきましては、従前議論していただいています、いろいろな報告書等でリコールというものが出ておりますので、そういったところはもうそれに準拠していると思います。

それ以外のところは、今お話があったように、もう一度検討することにしたいと思いますが、そのほかに何人かの方で、それでは、鶴岡委員、どうぞ。

鶴岡委員 2点ほどなのですが、まず3ページの「詳細な事故情報の収集及び活用のあり方」の4行目「製造上のデータ等」とあります。この中に、あるいは含まれているのかもしれないんですけども、事故の発生の背景事情、これもできたら盛り込んでいただいた方がいいのではないかと。要するに被害の拡大などを生む背景の事情が、各事業者の取り組み方とか、そういったことなどが関係している場合が結構あるということで、今までその辺から再発防止対策の教訓を学べる例が結構あったと思うんです。そういう趣旨で、背景事情というのも入れていただいたらいかがかと思えます。

もう一点は、これは繰り返しになってしまって恐縮なんですけど、7ページの「潜在的な事故情報の受信」のところで、以前、内部告発情報の窓口を消費者庁に設けてはいかがかという意見を申し上げましたが、確かに所管省庁が絡む話であって、場合によっては法律改正の必要も出てくるということで、勿論すぐには対応できないわけですけども、前回の消費者政策部会との合同会議で、私は出られなかったんですけど、議事録を後で読ませていただいた中で、事務局の方から、消費者庁も事故防止に関連する内部告発の情報を取り扱える法律を所管することになるという説明があっ

たかと思います。そういう意味から、今後の検討課題の1つとして、やはり内部告発情報の受け入れというテーマも盛り込んではいかがでしょうかと思います。

以上です。

升田委員長 それでは、事務局の方からお願いいたします。

野村消費者安全課長 両指摘とも検討させていただければと思っております。特に2点目の内部告発の関係は、制度的な枠組みがございますので、その中でどういうところまでできるかというのは、今、即答しかねる部分がございますけれども、関係方面と相談して検討させていただきたいと思っております。

升田委員長 そのほかにいかがでしょうか。原委員、どうぞ。

原委員 2つなんですが、1つは先ほど佐野委員が発言された箇所ですが、9ページの「過剰なリコールを求める傾向が行過ぎると」というところから始まる文章ですが、これはわざわざ要らないのではないかと考えていて、確かにパブコメの御意見も見させていただきましたけれども、過剰なリコールを求められていると思って事業者の方が、そこまではとおっしゃっておられるのだと思うのですが、消費者側からすると、今わざわざ特出すべきような状況にあるとは思ってなくて、その前の8ページの一番最後の行のところに「具体的な事例に即して引き続き検討が必要である」ということを書かれていて、分野ごとのリコールのガイドラインをつくるということも、今後の検討課題になるわけなので、そこで検討する話ではないかと思っておりますので、ちょっと唐突で違和感があるので、あえて書く必要はないのではないかというのが1つです。

もう一点は、資料が行きつ戻りつして大変申し訳ないのですが、事故情報データベースについてですが、参考資料1の7ページに「事故情報データベース検索結果事例表示画面」があります。今、国民生活センターで検討しておられるデータベースが、私たち消費者の目に触れるのはこの形になるのですが、情報提供元があって、事故の状況があって、事故の対象物情報があるわけですが、まずこれは逆だと思います。私たちは一体どういう商品で、どんなことが起きたかということが、まず知りたいわけですから、これは全く逆になるべきだろうという話です。

それから、ここで書かれる事故の対象物情報というのが、非常に一般的で、これだと今日、資料4で提示された今後の取り組みの推進についての2ページの一番最後の行に、迅速に消費者への注意喚起等の対応を講ずるとか、3ページの下から3行目のところに、安全・安心確保につながる行動が促されるような環境整備を進めることが重要と書かれていて、確かにこのことが重要なのですが、この事故情報のデータベースの検索結果事例表示画面では、そこに結び付かないのです。

資料6の9ページに私が意見を提出しているのですが、消費者から見ると情報入力は煩雑、ところが、検索結果事例表示画面で得られる情報は一般的であり、消費者が直接、危害を回避する、注意するという行動には結び付かないと考えております。これは、全国消費者団体連絡会の中にあります、PLオンブズ会議でも同様な指摘をしております、意見書を参考という形で10ページ、11ページに付けておりますので、具体的にはこういったところに非常に懸念を持っているので、改善を図っていただきたいということをお願いしたいと思っております。

大変気になっているのが、これは本年度の作業で進めておられるのではないかと考えておりまし

て、そうするとタイムリミットが近づいているようなので、大至急いろいろな知見を入れて、再構築を図っていただきたいと思うのですが、ただ、今日の資料4を見ていると、7ページの「潜在的事故情報の受信」というのが書かれているんですけども、その上の行に、事故情報の提供ルールを設定する手続を取ることが期待されると書かれていて、新たに提供することについてのルールは検討することになるとも読み取れて、私は今の事故情報データベースの一般消費者に開示される情報は、この形式では不十分だと考えているのですが、それは早急にこの3月の間に検討しなければいけないことなのか。それとも来年度までかけて、もう一度再構築ということで検討することができるのかということと、両方の質問でお願いしたいと思います。

升田委員長 事務局の方からお願いします。

野村消費者安全課長 1点目のリコールの記述に関しましては、御指摘をちょうだいいたしましたので、検討させていただければと思っております。

事故情報データベースの閲覧画面と事故情報の公表のルールに関する記述の部分に関する御指摘でございますけれども、この事故情報のルールの記述は、事故情報の公表の在り方の一般論を書いてございますけれども、ここに事故情報データベースを通じた情報の提供も読み得るのか、読み得ないのかというのは、今、時点では両方あり得ると思っております。御指摘いただきましたように、事故情報データベース自体は、本年度中に基本的な設計を固めて、21年度以降システム構築することを念頭に行政の方としては動いてきてございます。基本的な設計の形として、こういうことで考えてございますというのが、お配りさせていただいております参考資料1でございます。

閲覧画面が、これで消費者がいろいろと危険回避のための行動を取るときに、十分か十分でないかという点でございますけれども、私どもといたしましては、例えば冷凍ギョウザ事件のときに、被害に遭われた方が10名おられますけれども、それ以外に保健所に駆け込まれた方が5,000人ぐらいらいましたけれども、あるいは昨年秋の冷凍インゲンのときに、被害に遭われた方は1名でいらっしゃいましたけれども、数十件程度保健所に駆け込まれた方がおられましたけれども、まず冷凍ギョウザを食べた、冷凍インゲンを食べたときに、口がしびれたとか、そういう症状に関して、同じようなことがほかでも起こっている。保健所経由、あるいは一般の方の書き込み、そういう情報として消費者庁が収集しているデータベースの中に、自分が被害に遭った被害と非常に類似した事故情報が閲覧したところ何件か確認できると、これは心配だということで保健所に電話してみる、あるいは消費生活センターに問い合わせしてみる。保健所や消費生活センターの方においては、更に詳細な情報というのは関係機関ということでお持ちでいらっしゃいますので、そういうことであるのかということで、それは警察に届けられた方がいいですよ、あるいは病院にいかれた方がいいですよ、というようなやりとりが進むのかなと。そういう契機になり得るのではないかとということで、こういう設計をさせていただいておりますけれども、自分自身、消費者自らが直接事業者と対峙をして、おたくのどこどこ製品の何とかという製品の問題点について、直接消費者が事業者と対峙しようとするためのサポートという意味では、これだけの情報では不十分なのではないかという御指摘はよく理解できる場所でありまして、多くの一般の消費者の方が、そういう情報を取られるであろうということを想定すべきなのか、ある程度専門性なり問題意識を持っておられ

る方には、より詳細な情報を提供させていただくという二段構えでもよいのではないかとこのころは、考え方は複数あり得るのではないかと考えてございますけれども、今の段階ではオンライン上見られるシステムということでやってございますものですから、インターネットの便利さと、片や持っております難しさとか怖さのようなものがございますので、そういうところも勘案いたしまして、今のような案で御検討の材料として提示させていただいているところでございます。

ただ、そこは十分検討した上で、よりよいものをということで、何とか年度内にまとめさせていただければと思っておりますけれども、時間切れなので、とりあえずこのぐらいでという形で進めることは考えてございませんので、十分御議論をちょうだいできればと思っております。

升田委員長 ちょっとお待ちいただけますが、ほぼ時間がまいっております、いろいろ御予定の方もいらっしゃると思いますのと、次回が来週月曜日の1時から御予定いただいていると思いますが、それが従来になく30分延長して、3時30分まで開けていただいていると思いますけれども、次回、最終的なとりまとめの、実質的には最終回ということになるかと思っておりますので、そういう意味も含めまして、今日も重要なのですが、しかし、予定を入れておられる方もおられますので、さっきのあれではありませんけれども、そのバランスを私の方も取らなければいけないということで、ただ、今日いただいた御意見を来週の月曜日のペーパーに反映させるというのと、今ごらんいただきましたように、これから文章を起こしていただかないといけないのと両方ありまして、なかなかその時間的な問題があるんですけれども、人に土曜・日曜も働けと明示的には言えないんですけれども、実際にはそうならざるを得ないんですけれども、そういったところも含めていただいて、事務局の方で努力していただくという前提で、原委員が更に御意見がとおりだとは思いますが、ただ、書面も出ておりますし、お話によりまして途中で来られた中村委員も何かペーパーを御用意されているのではないかとと思っておりますけれども、いかがでしょうか、勤務時間は大体5時ぐらいだと思いますけれども、多分それ以降、作業は続くんだろうと思っておりますけれども、明日の4時か5時ぐらいにファックスを事務局の方にいただきまして、多分、今日御意見をいただいても、この場でわかりましたということにはならないという偏見で申し上げて恐縮なんです、そういうこともありますので、是非、明日の午後4時か5時ぐらいまでに、事務局の方にペーパーをお出しいただいて、それを読んでいただいて、また案をつくっていただく、そのお出しいただきました書面については、必ずこの会議の場に全員の方のものを資料として提出させていただく、こういう段取りで進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。特に最後、特に言っておきたいということがありましたらあれですけれども、よろしゅうございますでしょうか。ひとつ時間的なこともありますので、先ほど事務局の方から、時間切れだということはないという話があって、私が言うのも何々ですけれども、今日のところはそういう取扱いにさせていただきまして、来週の月曜日にそういうところで御議論いただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

升田委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局の方から、最後に何かありましたらお願いいたします。

野村消費者安全課長 次回、第9回でございますけれども、来週月曜日13時から、この建物、

フロアが違ってございますけれども、4階の会議室で開催をさせていただく予定になってございます。15時半まで次回はお時間ちょうだいしてございます。

第10回でございますけれども、27日の午前11時～12時で予定をさせていただいてございます。こちらの方は、霞が関の第4合同庁舎の方を予定してございますが、また詳細につきましては、文書で御連絡を取らせていただければと思っております。

升田委員長 それから、今日御欠席の委員の方と、佐野委員も途中で退席されましたけれども、書面の提出については現在おられない委員の方にも、しかるべき方法で御連絡いただけたらと思います。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思っております。本日は、どうもありがとうございました。